国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」における 非定型利用サービス提供事業事業者の選定 公募型企画提案に係る企画提案要請書

2024年12月

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 有人宇宙技術部門長 松浦 真弓

1. 公募の目的

2030 年代以降、商業宇宙ステーションがビジネスとして成立し、地球周回低軌道が経済圏となるためには、国際宇宙ステーション(以下、ISSという)/きぼうが稼働している間に、できる限りビジネスとして成立する可能性のある事業を試行しておくことが重要との認識のもと、ポスト ISS で低軌道利用サービス事業を担う意志を有する民間事業者に、「きぼう」非定型利用サービス提供事業を移管することとし、移管先となる事業者を公募する。

2. 配布資料

配布資料をご希望の事業者は、3項(2)きぼう非定型利用サービス提供事業公募窓口」までご連絡下さい。

- (1) 評価基準表
- (2) 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」非定型利用サービス提供事業 事業者公募に係る前提条件
- (3) 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」非定型利用サービス提供事業に関する基本協定書(案)
- (4) 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」非定型利用に関わる有償利用契約書(案)
- (5) 質問書兼回答書様式
- 3. 企画提案書の提出について
- (1) 本企画競争に参加する者は、下記資料を提出すること。
 - ① 企画提案書:電子媒体 PDF

(2) 担当窓口

〒305-8505 茨城県つくば市千現 2-1-1 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構有人宇宙技術部門事業推進部「きぼう非定型利用サービス提供事業公募窓口」担当 E-Mail: hiteikei_koubo@jaxa.jp

(3) 提出期限: 2025 年 1 月 27 日 (月) 12:00 必着 メールでの PW 付添付提出やセキュリティが確保されたダウンロードサイト URL の送付 とする。

(4) 第三者開示制限

提出書類等に提案者が保有する技術情報が含まれている場合は、当該情報がふくまれる 企画提案の該当ページ右上に「第三者開示制限」と明記すること。ただし、企画提案全体 に当該技術情報が含まれる場合は、企画提案書の表紙に「第三者開示制限」と記す方法を もって各ページへの個別の表示に代えることができる。

4. 企画競争説明会

開催日時 : 2024 年 12 月 20 日(金) 開始 13:00

方法 : Teams

※ 本説明会に参加を希望する者は、2024 年 12 月 19 日(木)12 時までに 3 項(2)担当窓口に参加希望の旨、メールすること。

5. 質疑応答

本公募に関する質問については、2項(5)に記載の上、3項(2)担当窓口にメールすること。質問の受付期限は、2024年12月26日(木)12時までとする。

各質問/回答について、その内容が公平性の観点から説明会に登録した社全員に周知すべきであると JAXA が判断した場合は、JAXA から他の者に質問/回答の内容を通知する。

6. 応募資格条件

提案者は、次の要件をすべて満足する法人を対象とします。

- (1) 日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人であること。
- (2) 全省庁統一資格の「役務の提供等」で D 等級以上の資格を有している者であること。もしくは、平成 30 年 10 月 18 日改正「技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大について(政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定)」に基づき、当該決定に定める基準により前述の全省庁統一資格等級に相当する技術力を有すると認められた者であること。
- (3) 共同企業体で応募する場合の要件は次のとおり。
 - ① 共同企業体で応募する場合には、その構成員の中から代表者(代表企業)を選定すること。
 - ② 共同企業体の代表者は、本業務に係る主契約企業として JAXA との連絡・調整等 を行うこと。また、他の構成員のマネージメントを行うこと。
 - ③ 共同企業体に海外法人が含まれる場合は、当該海外法人が輸出貿易管理令別表第三に定める国の法人であること。
 - ④ 共同企業体を構成する法人間において、契約相手方として選定後にその結成及び運営等について協定を締結すること。
- (5) 以下の欠格事由に該当しない者(共同企業体での応募時はその構成員を含む)こと。
 - ① 応募案件の内容に関し、法令違反、知的財産権等の権利侵害、又は契約上の義務違反が ある者、また、第三者からかかる違反等の申告を受けている者。

- ② 反社会的勢力である者、反社会的勢力との間に過去・現在又は直接・間接を問わず、取引、金銭の支払い、便益の供与その他一切の関係又は交流がある者、また、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力との交流を持っている者が役員に選任され、従業員として雇用され又は経営に関与している事実がある者。
- ③ 刑罰法規の違反、公序良俗に反する行為を行っていない者。
- ④ 「きぼう」を利用したサービス提供業務等を実施する上で、事業者が海外の法人・団体 又は個人と、契約・協定等の協力関係にある場合、次の条件に該当する者。
 - a) 海外の法人・団体又は個人が、安全保障貿易管理に関する法令等に基づく 国連武 器禁輸国・地域 に該当する国・地域の者
 - b) 安全保障貿易管理に関する法令等に基づき、機構の技術情報の提供ができない者
- ⑤ 機構との過去の契約関係又は協力案件で、契約条件の違反、機構への不当な要求、根拠 のない裁判上の係争等を行った者。
- ⑥ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の者。破産手続開始、民事再 生手 続開始、会社 更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開 始の申立てがある者、その資産について仮差押え、保全差押え若しくは差押えの申立て 又は公租公課の滞納処分を受けている者、その他 信用状態の著しい悪化を生じている 者。
- ⑦その他、機構が不適切と判断した者。

7. 企画提案について

(1) 必須項目

- ① 応募資格要件として、6 項に示す要件を満足すること。有資格者であることを証明するため、以下を提示すること。
 - a) 法人の現在事項証明書の写:1部
 - b) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)の写:1部
 - c) 共同企業体の結成及び運営等について定めた協定書(コンソーシアム契約)案 (共同企業体での応募の場合):1部
- ② 2項(2)国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」非定型利用サービス提供事業 事業者公募に係る前提条件に規定された要求を実施するために必要な業務実施体制を示すこと。
- ③ ISO9001 またはそれに相当する品質マネジメントの認証等を有していること。または、それに相当する品質マネジメントを行うことができる能力を有していることを、体制や実績等で示すことができること。
- ④ 情報セキュリティー管理について、情報セキュリティー管理に関する規程等が制定されており、また情報セキュリティ管理体制が整備されていること。

(2) 加点項目

① 事業者及び受注見込ユーザ又は想定するユーザ事業の事業予測を、損益計算書の形式

で示すこと (ユーザ事業概要を含む)。売上、営業利益、持続性、事業数、具体性、実 現性の観点から評価を行う。

② 国際宇宙ステーション・国際宇宙探査小委員会(第 64 回)資料 64-1-2 にて示す「ポスト ISS における利用要求(現時点の想定)」の公的利用リソースを提供するための計画を示すこと(事業計画等、立上げを含む)。具体性、実現性の観点から評価を行う。https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_uchukai01-000037697_2-1.pdf

8. 企画提案書の評価

- (1) 提案された企画について機構が設置する評価チームにおいて評価を行い、上位3件を採択し、当該提案の提案者を契約相手方として選定する。詳細は以下の通り。
- (2) 審査基準は、企画競争評価基準表のとおりとする。
 - 【注意】「企画競争評価基準表」の「必須項目」を満たしていない提案または必須項目に対する記述が無い提案は、技術点の合計点数にかかわらず不合格となる。「必須項目」として本提案要請書 6 項で示す記載事項を含むことを条件とする。
- (3) 評価を行うために必要がある場合には、機構は、提案者に対し、企画提案書の内容について質問を行い、また関連資料の提出等を求めることがある。
- (4) 評価の経緯・内容等は原則として公開しない。

9. 選定結果の通知

- (1) 選定結果については、機構の企画競争 HP に掲出する形で公表する。 選定となった社、不選定となった社ともに、上記の公表の前日にメールにて先行通知を行う予定。
- (2) 何らかの理由により契約相手方の選定が出来ない場合、または本調達に対する再度の提案 要請を行うこととなった場合には、その旨を当該提案企業に対して個別に通知する。

10. 企画提案書の取扱い

(1) 企画提案書は契約相手方選定のためのものであり、直ちにその内容で契約を締結するものではない。

※機構は、採択した提案をもとに、契約相手方と調整のうえ、契約業務を確定する。

- (2) いったん提出した企画提案書の変更及び差し替えは受け付けない。
- (3) 企画競争に参加した者から提出された企画提案書に含まれる技術情報は提案者に所有権が 留保されることから、機構は事前の書面による提出者の同意なしに第三者に開示または他 の目的に使用しない。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案書等の作成費用等、提案のためにかかった費用については、選定結果にかかわらず、すべて提案者の負担とする。

11. その他

(1) 契約条件

契約締結は2項(3)の基本協定書に基づく。契約相手方選定後に、採択した提案に関連して、またはその他合理的な理由により、一部変更する場合がある。

また、本企画提案に基づく契約の締結は、JAXA の 2025 年度以降の予算が成立することを条件とする。

(2) その他

本企画競争に関して機構から受領した全ての資料は、機構の許可なく公表および他の目的への使用をしないこと。

以上